

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)の概要

品確法の3つのポイント

1
瑕疵担保責任
の強化

2
住宅性能表示制度
の創設

3
紛争処理機関
の設置

1 瑕疵担保責任の強化

請負者(住宅会社や売り主)は、引き渡した新築住宅に瑕疵があった場合、10年間はそれに対して責任を負い、補修や賠償金の支払いに応じなければなりません。

■瑕疵担保責任の対象となる部分

構造耐力上主要な部分

- ①住宅の基礎、基礎杭 ②壁 ③柱 ④小屋組
- ⑤土台 ⑥筋かい等の斜材 ⑦床版 ⑧屋根版
- ⑨梁・桁等の横臥材

雨水の浸入を防ぐ部分

- ①屋根の仕上げ・下地等
- ②外壁の仕上げ・下地等

2 住宅性能表示制度の創設

住宅の性能を表示するための共通のルール(日本住宅性能表示基準)を設け、第三者機関である「指定住宅性能評価機関」がその基準に基づいて性能を検査・評価します。ただし、これは検査した際の性能を評価したものであり、性能を10年間保証するというものではありません。また、性能評価を受ける・受けないは契約当事者の任意です。

性能表示される10の項目

- ①構造の安定 ②火災時の安全 ③劣化の軽減
- ④維持管理への配慮 ⑤温熱環境 ⑥空気環境
- ⑦光・視環境 ⑧音環境 ⑨高齢者等への配慮
- ⑩防犯

3 紛争処理機関の設置

住宅性能評価書が交付された住宅に万一トラブルが発生した場合、その紛争に関する処理を斡旋・調停・仲裁する「指定住宅紛争処理機関」が設置されました。今までは多大な費用と長い期間を要していた紛争が、容易に迅速にそして安価に処理できる道が開かれました。

日本住宅性能表示基準／二チハ対応推奨商品

■火災時の安全に関すること

戸建てまたは共同住宅(延焼の恐れのある部分:開口部以外)

部位	等級	耐火時間	二チハ対応商品名	下地構成	耐火認定番号
外壁	4	60分	プレミアムステージ、エクセラード、レジェンドール	木造下地・不燃下地	1時間準耐火構造 QF060BE-9225
	3	45分	プレミアムステージ、エクセラード、レジェンドール、モエンS	木造下地・不燃下地	45分準耐火構造 QF045BE-9226
			モエンM、モエンW	木造下地	
2	20分	プレミアムステージ、エクセラード、レジェンドール、モエンS	木造下地・不燃下地	防火構造 PC030BE-9201(木造下地) PC030BE-9202(不燃下地)	
		モエンM、モエンW	木造下地	PC030BE-9201	
軒裏	4	60分	エクセラード、レジェンドール	木造下地・不燃下地	1時間準耐火構造 軒裏 QF060RS-9121
	3	45分	エクセラード、レジェンドール、モエンS	木造下地・不燃下地	45分準耐火構造 軒裏 QF045RS-9122
			モエンM、モエンW	木造下地	
2	20分	モエンM (防火軒天スチップル調 有孔板のみ)	木造下地	30分準耐火構造 軒裏 QF030RS-0011	

軒裏(軒天)に使用出来る商品は、カタログを参照してください。

■劣化の軽減に関すること

構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するための必要な対策。

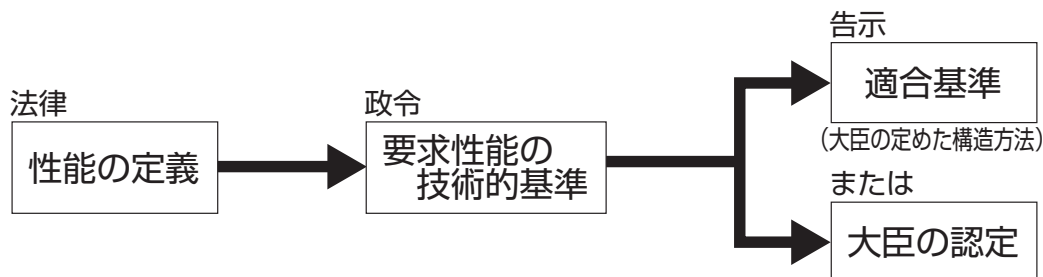
劣化対策等級(構造躯体)		二チハ 外壁通気構法 関連商品
3	通常想定される気象条件及び維持管理下で概ね75~90年	通気できる構造となっている外壁 ・モエン透湿防水シート、モエン透湿防水シートⅢ、モエン透湿防水シートⅣ ・下地用木胴縁(現場調達または住宅会社様支給品)
2	通常想定される気象条件及び維持管理下で概ね50~60年	・通気土台水切・通気見切縁 ・オーバーハング部材 ・通気金具 ・モエン本体 ・換気棟セット

※等級3と等級2の違いの詳細は、法令を参照してください。

建築基準法の概要

建築基準法の要点

性能規定化に伴う建築基準法の構成



建築基準法は性能を中心とする規定により、設計の自由度、技術開発や海外資材の導入を活発に行われることが期待されています。

構造強度に関する基準

阪神淡路大震災を教訓に、また、気象官庁のデータの蓄積による実況に応じた数値に対応しています。

- ・ 風圧力
地域ごとの基準風速、地表面粗度分布、建物高さなどの制定による計算方法により決定します。
- ・ 釣り合いのよい壁量の分布
平面形の左右、または上下の1/4に存在する壁量の配置バランスに係る基準で決定します。

防火に関する基準

耐火構造区分

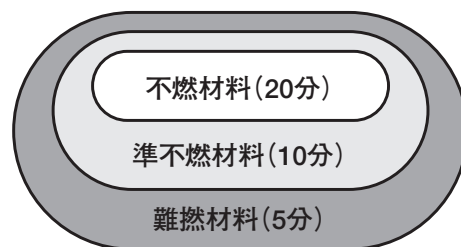
構造の種類	部分	火災の種類	時間
耐火構造	耐力壁、柱、床、はり、屋根、階段	通常	1時間~3時間(30分)
	壁、床	通常	1時間(30分)
	外壁、屋根	屋内の通常	1時間(30分)
準耐火構造	耐力壁、柱、床、はり、屋根、階段	通常	45分(30分)
	壁、床、軒裏	通常	45分(30分)
	外壁、屋根	屋内の通常	45分(30分)
準耐火構造	耐力壁、柱、床、はり	通常	1時間
	壁、床、軒裏(延焼部分)	通常	1時間
	外壁	屋内の通常	1時間
防火構造	外壁(耐力壁)	周囲の通常	30分
	外壁、軒裏	周囲の通常	30分
準防火構造	外壁(耐力壁)	周囲の通常	20分
	外壁	周囲の通常	20分
屋根の構造	屋根	屋内の通常	20分
床(天井)の構造	床、直下の天井	屋内の通常	30分
ひさし等の構造	ひさし等	通常	20分

非損傷性：構造耐力上支障のある損傷を生じないこと

遮熱性：加熱面以外の面の温度が当該面に接する可燃物の延焼のおそれのある温度以上に上昇しないこと。

遮炎性：屋外に火炎を出すおそれのある損傷を生じないこと。

防火材料区分



※()内数値は不燃性能テストに耐える時間を示す。材料区分は包含的な関係にあります。

例えば、「準不燃材料で…」と表記された場合、上位の不燃材料は含まれているということになります。

関連法規（建築基準法）

建築用途と防火基準

●防火基準は、建築物の用途・地域・階数・面積等により、基準が異なってきます。

用途	地域	階数	面積 (㎡)						
			S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S	
共同住宅	防火地域 (法61条)	3階建以上	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> 外壁・軒裏：45分準耐火構造 *1 屋根：30分準耐火構造 *4 </div>						
		1・2階建							
	準防火地域 (法62条)	4階建以上	外壁：耐火構造 屋根：30分耐火構造						
		3階建	(木造3階建て共同住宅など) 外壁・軒裏：1時間準耐火構造 屋根：30分準耐火構造 *4 <small>*木造3階建て共同住宅などの条件を満たさないものは耐火構造になります</small>						
		1・2階建	外壁・軒裏：防火構造 屋根：不燃同等 *3	外壁・軒裏：45分準耐火構造 *1 屋根：30分準耐火構造 *4					
	法22条 区域	4階建以上	外壁：耐火構造 屋根：30分耐火構造						
		3階建以上	(木造3階建て共同住宅など) 外壁・軒裏：1時間準耐火構造 屋根：30分準耐火構造 *4 <small>*木造3階建て共同住宅などの条件を満たさないものは耐火構造になります</small>						
		1・2階建	外壁：準防火構造 *5 屋根：不燃同等 *3	外壁・軒裏：防火構造 (2階200㎡以上)	外壁・軒裏：45分準耐火構造(2階300㎡以上) *1 屋根：30分準耐火構造 *4 屋根：不燃同等 *3				
	住宅	防火地域 (法61条)	3階建以上	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> 外壁・軒裏：45分準耐火構造 *1 屋根：30分準耐火構造 *4 </div>					
			1・2階建						
準防火地域 (法62条)		4階建以上	外壁：耐火構造 屋根：30分耐火構造						
		3階建	(準防3階建て仕様) 外壁・軒裏：防火構造 *2 屋根：防火被覆	外壁・軒裏：45分準耐火構造 *1 屋根：30分準耐火構造 *4					
		1・2階建	外壁・軒裏：防火構造 屋根：不燃同等 *3	外壁・軒裏：45分準耐火構造 *1 屋根：30分準耐火構造 *4					
法22条 区域		4階建以上	外壁：耐火構造 屋根：30分耐火構造						
		3階建以上	(大規模建築物 木造3階建て) *6 外壁・軒裏：1時間準耐火構造 屋根：不燃同等 *3 ----- 外壁：準防火構造 *5、*7 屋根：不燃同等 *3 外壁・軒裏：防火構造 *7 屋根：不燃同等 *3						
		1・2階建	外壁：準防火構造 *5 屋根：不燃同等 *3	外壁・軒裏：防火構造 *7 屋根：不燃同等 *3					

- *1 45分準耐火構造とあるのは、準耐火建築物のイ準耐・ロ準耐の適合する構造とすることもできます。
- *2 *2の防火構造以外の1時間準耐火構造、45分準耐火、防火構造、準防火構造とあるのは、建物の延焼のおそれのある部分に限る要求性能です。その他の部分についてはP99を参照してください。
- *3 不燃同等とあるのは、「通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災を防止するために屋根に必要な性能」又は不燃材料で造る又はふくをします。
- *4 30分準耐火構造とあるのは、屋根を不燃材料でふき、室内側又は直下の天井を防火被覆したものです。
- *5 モエンは防火構造以上の性能がとれますので、準耐火構造でも使用できます。
- *6 大規模建築物の木造3階建ての基準とすれば高さ制限なし。
- *7 高さ>13m、軒高>9mを超えるものは特殊な場合を除き、大規模建築物の制限を受け、外壁は耐火性能を有するものとなります。
- * 上記内容には、その他防火区画、内装制限などがありますので、建築基準法、建築基準法施行令に準じてください。

関連法規（建築基準法）

特殊建築物の防火基準（法27条、令115条の2の2、令115条の3～116条）

●特殊建築物は、その用途、及び建築延べ面積により、防火基準が異なってきます。

用 途	耐火建築物としなければならない		準耐火建築物または耐火建築物としなければならない
	次の階をその用途に使用する場合等	その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合	その用途に使用する部分の床面積の合計が次の数値以上の場合
(1) 劇場・映画館・演芸場	3階以上の階または主階が1階にないもの	200㎡以上(客席) 1,000㎡以上(屋外観覧席)	—
	観覧席・公会堂・集会場	同 上	—
(2) 病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等	同 上※	—	300㎡以上(2階の部分に限り、かつ病院・診療所についてはその部分に患者の収容施設のある場合に限る)
(3) 学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場またはスポーツ練習場	同 上	—	2,000㎡以上
(4) 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	同 上	3,000㎡以上	500㎡以上(2階の部分について)
(5) 倉 庫	—	200㎡以上(3階以上の部分について)	1,500㎡以上
(6) 自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオまたはテレビスタジオ	3階以上の階	—	150㎡以上(ただし、主要構造部を不燃構造とした準耐火建築物とする)
(7) 令116条の表の数量以上の危険物の貯蔵場	—	—	全 部

※3階を下宿・共同住宅・寄宿舎の用途に供する場合、①から⑤までの基準に適合する木造の準耐火建築物とすることができます。

- ①主要構造部が1時間準耐火構造であること。
- ②原則として、各住戸等に避難上有効なバルコニー等が設けられていること。
- ③3階の各住戸等の外壁面に道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路等に面する開口部が設けられていること。
- ④原則として、建築物の周囲に幅員3メートル以上の通路が設けられていること。
- ⑤3階の外壁の開口部など一定の開口部に、法令で定める防火設備が設けられていること。

関連法規 (建築基準法)

防火構造・準防火構造の設計基準

■防火構造・準防火構造の概要

▶法2条8号の改正により、防火構造にも内壁側への一定の被覆が必要となります。

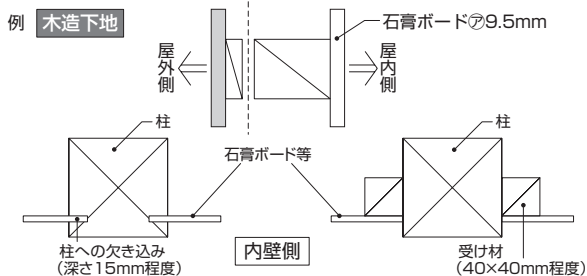
▶法23条により、準防火構造にも内壁側への一定の被覆が必要となります。

※鉄骨下地も木造下地同様に一定の被覆が必要です。

防火構造とするための構造

防火構造PC030BE-9201 (木造下地) の屋内側の被覆
防火構造PC030BE-9202 (不燃下地) の屋内側の被覆

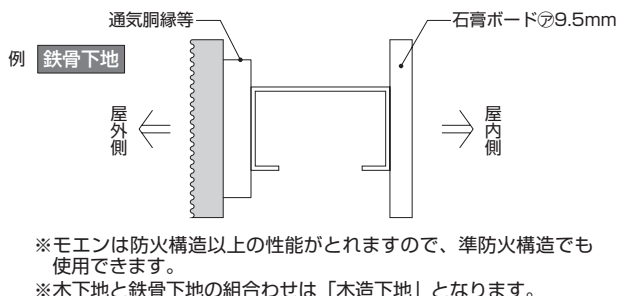
- ①石膏ボード(9.5mm以上)
 - ②グラスウール(75mm以上)を充填した上に合板(4mm以上)を張ったもの
 - ③グラスウール(75mm以上)を充填した上に構造用パネル(4mm以上)を張ったもの
 - ④グラスウール(75mm以上)を充填した上にパーティクルボード(4mm以上)を張ったもの
 - ⑤グラスウール(75mm以上)を充填した上に木材(4mm以上)を張ったもの
 - ⑥ロックウール(75mm以上)を充填した上に合板(4mm以上)を張ったもの
 - ⑦ロックウール(75mm以上)を充填した上に構造用パネル(4mm以上)を張ったもの
 - ⑧ロックウール(75mm以上)を充填した上にパーティクルボード(4mm以上)を張ったもの
 - ⑨ロックウール(75mm以上)を充填した上に木材(4mm以上)を張ったもの
- 屋内側被覆は、大壁の他に真壁とすることができる。真壁とする場合は以下の構造とする。



準防火構造とするための構造

防火構造PC030BE-9201 (木造下地) の屋内側の被覆
防火構造PC030BE-9202 (不燃下地) の屋内側の被覆

- ①石膏ボード(9.5mm以上)
 - ②グラスウール(75mm以上)を充填した上に合板(4mm以上)を張ったもの
 - ③グラスウール(75mm以上)を充填した上に構造用パネル(4mm以上)を張ったもの
 - ④グラスウール(75mm以上)を充填した上にパーティクルボード(4mm以上)を張ったもの
 - ⑤グラスウール(75mm以上)を充填した上に木材(4mm以上)を張ったもの
 - ⑥ロックウール(75mm以上)を充填した上に合板(4mm以上)を張ったもの
 - ⑦ロックウール(75mm以上)を充填した上に構造用パネル(4mm以上)を張ったもの
 - ⑧ロックウール(75mm以上)を充填した上にパーティクルボード(4mm以上)を張ったもの
 - ⑨ロックウール(75mm以上)を充填した上に木材(4mm以上)を張ったもの
- 屋内側被覆は、大壁の他に真壁とすることができる。真壁とする場合は以下の構造とする。

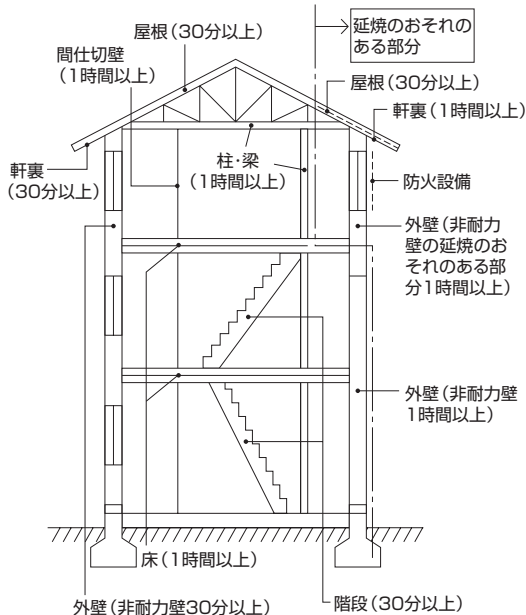


準耐火構造の設計基準

■通則指定における施工仕様の概要

1時間準耐火構造

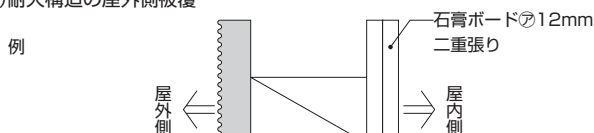
●イ準耐(木造3階建共同住宅など)



注：主要構造部は準耐火構造

1時間準耐火構造QF060BE-9225の屋内側の被覆

- (1)間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合
 - ①石膏ボード(12mm以上)の上に石膏ボード(12mm以上)を張ったもの(強化石膏ボードを含む)
 - ②スラグ石膏系セメント板(8mm以上)の上に石膏ボード(12mm以上)を張ったもの
 - ③強化石膏ボード(16mm以上)
 - ④強化石膏ボード(12mm以上)の上に石膏ボード又は難燃合板(9mm以上)を張ったもの
 - ⑤石膏ボード又は難燃合板(9mm以上)の上に強化石膏ボード(12mm以上)を張ったもの
- (2)以下の認定のいずれか(旧番号で表示してあります)
準耐火(通)W2001、準耐火(通)W2006、準耐火(通)W2007、準耐火(通)W2008、準耐火W2008、準耐火W2009、準耐火W2010、準耐火W2011
- (3)本認定の屋外側被覆
- (4)耐火構造の屋外側被覆



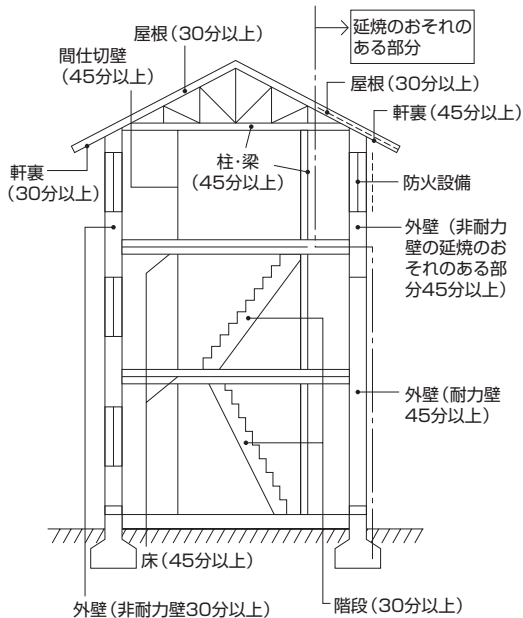
関連法規 (建築基準法)

準耐火構造の設計基準

■通則指定における施工仕様の概要

45分準耐火構造

●イ準耐



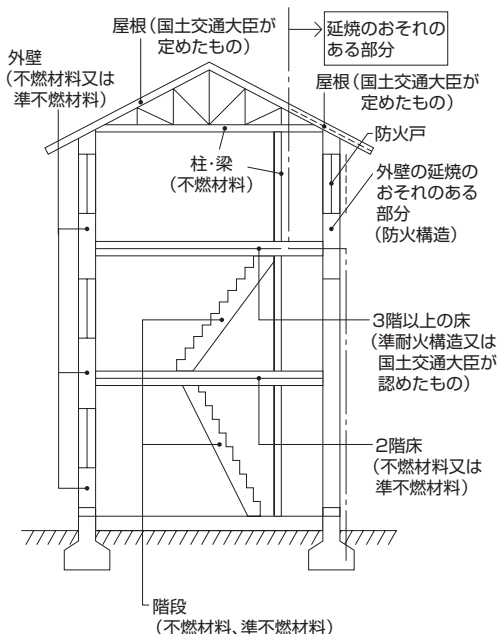
注：主要構造部は準耐火構造または準耐火構造および耐火構造

軒天には、45分準耐火構造の指定品を使用してください。

●ロ準耐・1号(外壁耐火)

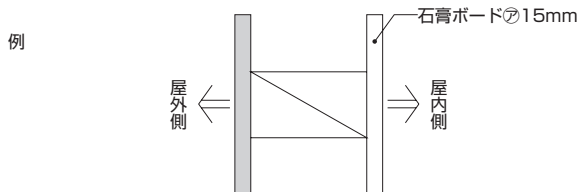
外壁を耐火構造にした建築物です。モエンは使用できません。

●ロ準耐・2号(不燃構造)



45分準耐火構造QF045BE-9226の屋内側の被覆

- (1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合
 - ① 石膏ボード(15mm以上)(強化石膏ボードを含む)
 - ② 石膏ボード(12mm以上)の上に石膏ボード又は難燃合板(9mm以上)を張ったもの
 - ③ 石膏ボード又は難燃合板(9mm以上)の上に石膏ボード(12mm以上)を張ったもの
 - ④ 石膏ラスボード(7mm以上)の上に石膏プaster(8mm以上)を塗ったもの
 - ⑤ 強化石膏ボード(12.5mm以上)
- (2) 間柱及び下地を不燃材料で造った場合
 - ① 鉄網モルタル塗(15mm以上)
 - ② 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上にモルタル又はしっくい(10mm以上)を塗ったもの
 - ③ 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (3) 間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造った場合
 - ① 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗(20mm以上)
 - ② 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上にモルタル又はしっくい(15mm以上)を塗ったもの
 - ③ モルタル塗の上にタイルを張ったもの(合計厚さ25mm以上)
 - ④ セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもの(合計厚さ25mm以上)
 - ⑤ 土蔵造り
 - ⑥ 土蔵真壁造りで裏返塗りをしたもの
- (4) 以下の認定のいずれか (旧番号で表示してあります)
 - 準耐火(通)W1001、準耐火(通)W1009、準耐火(通)W1011、準耐火(通)W1012、準耐火(通)W1013、準耐火W1001、準耐火W1002、準耐火W1003
- (5) 本認定の屋外側被覆
- (6) 1時間準耐火構造QF060BE-9225の屋内側被覆



準耐火構造の屋根 (告示第1358号 第五)

- (1) 不燃材料で造るか、又はふいたもの
- (2) 屋内側の部分又は直下の天井及び軒裏に次の①から⑦までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - ① 厚さ12mm以上の強化石膏ボード
 - ② 厚さ9mm以上の石膏ボードの上に厚さ9mm以上の石膏ボードを張ったもの
 - ③ 厚さ12mm以上の石膏ボードの上に厚さ50mm以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの
 - ④ 厚さ12mm以上の硬質木片セメント板
 - ⑤ 第一第三号(1)から(7)までのいずれかに該当するもの
 - ⑥ 塗厚さ20mm以上の鉄網モルタル
 - ⑦ 繊維混入ケイ酸カルシウム板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの
- (3) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができるもの

関連法規（建築基準法）

準防火地域内木造3階建て建築物の設計基準（令136条の2）（準防戸建3階仕様）

■外壁の開口部の構造及び面積

- 隣地境界線等からの距離が、1m以内の部分にある外壁の開口部は、防火設備を設ける必要があります。但し、開口面積が0.2㎡以内の換気口は防火設備を設ける必要はありません。
- 隣地境界線等または道路中心線からの距離が、5m以下の部分にある外壁の開口部は、それぞれの距離に応じて、開口部の面積の制限を受けます。

■外壁の構造

- 外壁の構造は、準耐火構造とするか、屋外側を防火構造とし、屋内側に下記の防火被覆を設ける必要があります。

■主要構造部

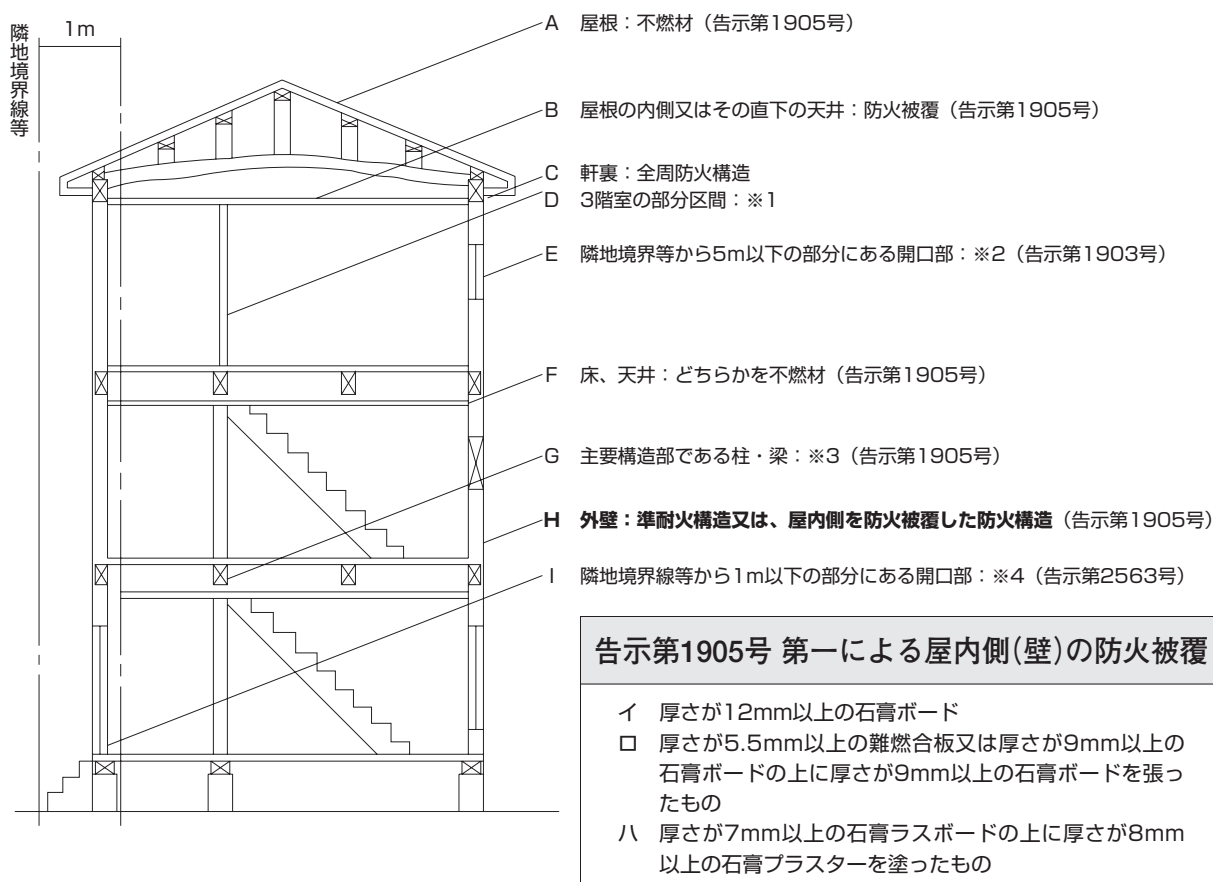
- 柱及び梁の構造は、通常の火災により、建物全体が容易に倒壊するおそれのないよう、その方法及び寸法の制限をうけます。

■床またはその直下の天井の構造

- 通常の火災時において、下の階から上階へ容易に延焼しないよう、防火上の措置について、最下階の床を除き定められています。

■屋根またはその直下の天井の構造

- 外壁と同様、室内側からの通常の火災において、容易に炎及び火熱が外部に噴出しないよう、防火上の措置について定められています。



※1：間仕切壁または戸（ふすま・障子その他これらに類する物を除く）で区画されています。（通常のフラッシュ戸、間柱の入った壁であれば問題ありません）

※2：距離に応じて面積を制限する。延焼のおそれのある部分は防火設備とする必要があります。

※3：小径を12cm以上とするか、または防火上有効に被覆する必要があります。

※4：常時閉鎖式等の防火設備とする必要があります。

関連法規（建築基準法）

準耐火構造の外壁通気構法と注意点

■45分準耐火構造

- 横胴縁仕様・縦胴縁仕様共、防火構造の外壁通気構法と同様の下地組みとしてください。

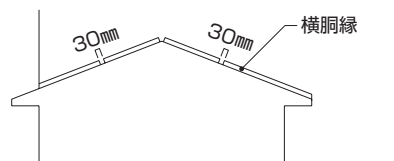
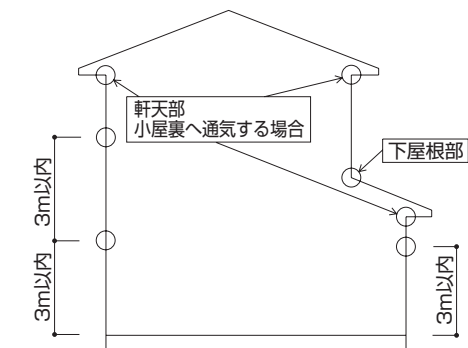
■1時間準耐火構造：横胴縁仕様

- 下地組みを横胴縁とした場合、横胴縁がファイアストップの役割を果たすため、ファイアストップを別途設ける必要はありません。

■1時間準耐火構造：縦胴縁仕様

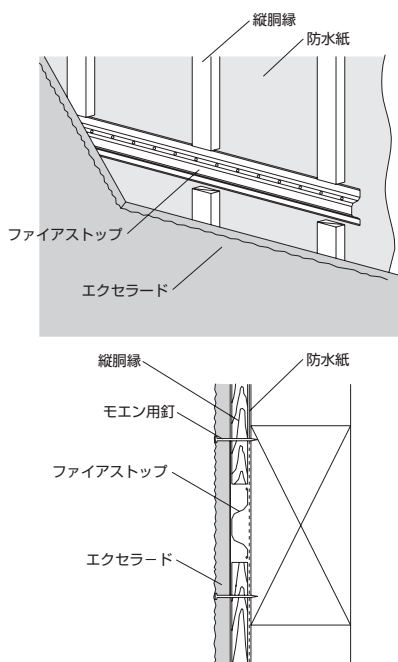
- 下地組みを縦胴縁とした場合、火災時に胴縁間の通気層内を熱気が上昇するため、通気層内にファイアストップ (JE7135) を設ける必要があります。
※ファイアストップ (JE7135) は下図の位置に必要となります。

- 下屋根部の胴縁は、棟側・流れ側共、1820mm以下の間隔で、30mm程度の間隔を設けてください。



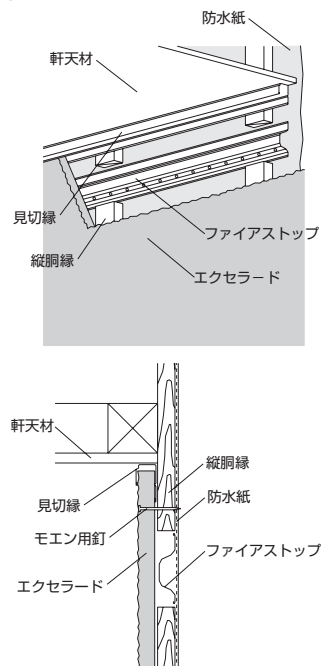
中間部(3m以内毎)

- 釘、金具の留め付け位置に、ファイアストップ (JE7135) が来ないようにしてください。



軒天部(小屋裏通気)

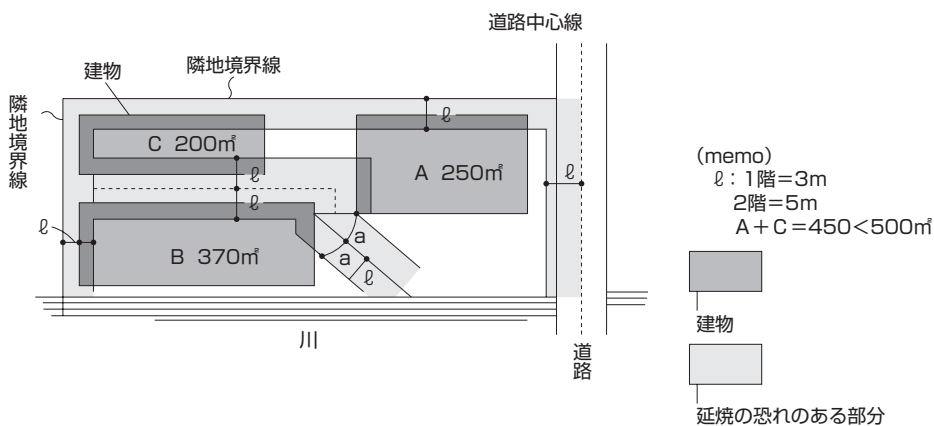
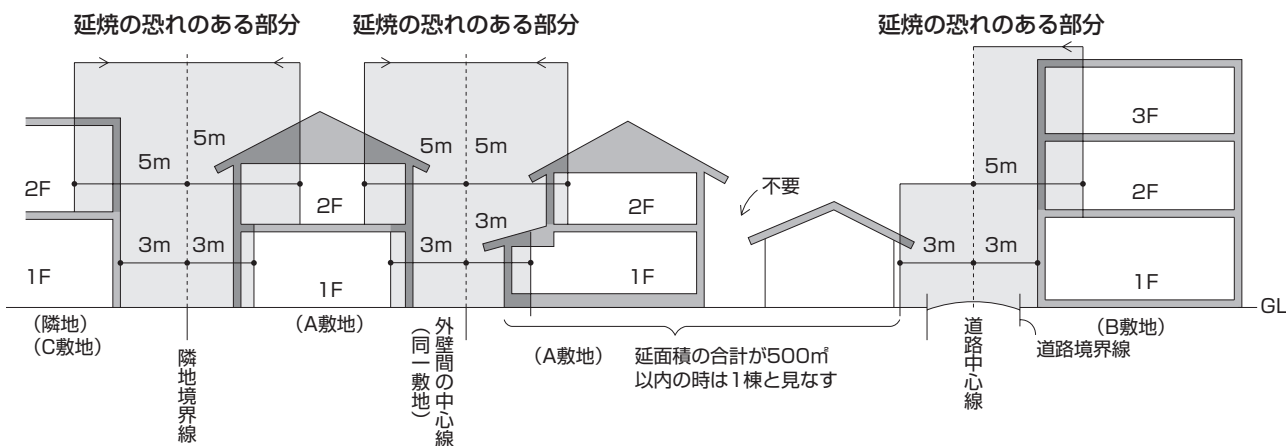
- 釘、金具の留め付け位置に、ファイアストップ (JE7135) が来ないようにしてください。



関連法規（建築基準法）

延焼のおそれのある部分（法2条の6）

- 建築物の部分が、道路中心線・隣地境界線の2棟以上の棟相互の、外壁間距離の中心線より、1階は3m以下、2階は5m以下の距離にあるものをいいます。
- ▶但し、2棟以上の延面積の合計が、500㎡以内の建築物は、1棟の建築物とみなします。
- ▶延面積の合計が、500㎡以内の建築物の組合せ方法は自由です。
- ▶防火上有効な公園・広場・川等の空き地、水面、耐火構造の壁に面している部分には適用しません。



建築部の外壁線が上記基準内に無いような、すなわち広い敷地の中央寄りに建設されない限り、「延焼のおそれのある部分」は、多くの建築物に存在する部分です。防火対策上、様々な規制が加わりますので、建設地域が防火地域や準防火地域ではなくても、「延焼のおそれのある部分」が存在すれば何らかの形で防火規制される場合がありますのでご注意ください。

参考例

法22条指定区域（※1）にある木造建築物は、外壁の内「延焼のおそれのある部分」を準防火性能以上としなければならない（法23条）と規制されています。一般的に建築物の外壁の一部を準防火性能以上としなければならない場合には、それ以外の部分の外壁も同様の性能や使用にすることが多く、従って見かけ上は建築物の外壁全体に防火規制が掛かっているように見える場合がありますので、注意が必要です。

※1：建築基準法第22条第1項に規定される特定行政庁が指定する区域。屋根の防火性能に関する規制があります。

関連法規（建築基準法）

建築物の内装制限（法35条の2）

●建築物は、その用途、構造、及び規模により内装制限の規定があります。

■内装制限一覧

	用地・構造・規模区分	当該用途に供する部分の床面積の合計			内装制限		建築基準法施行令
		耐火建築物の場合	準耐火建築物の場合	その他の建築物の場合	居室等	地上に通する主たる廊下・階段・通路	
A	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	(客席) 400㎡以上	(客席) 100㎡以上		難燃材料	準不燃材料	129・① 128の4・①
B	病院・診療所(患者の収容施設のあるもの)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等(建基令19・①参照)	(3階以上の部分)300㎡以上	(2階部分)300㎡以上 <small>(病院・診療所は患者の収容施設に限る)</small>	200㎡以上	(3階以上の階に居室を有する建築物の当該用途に供する居室の天井については、準不燃材料とする。)	同 上	同 上
C	百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または物品販売業を営む店舗(10㎡以内を除く)	(3階以上の部分)1,000㎡以上	(2階部分)500㎡以上	200㎡以上		同 上	同 上
D	地階または地下工作物内の居室等で、A.B.Cの用途に供するもの	全 部			準不燃材料	同 上	129・③ 128の4・①・三
E	自動車車庫・自動車修理工場	全 部			同 上	同 上	129・② 128の4・①・二
F	無窓の居室(建基令128の3の2参照)	50㎡以上 (ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く)			同 上	同 上	129・⑤ 129の3の2
G	階数および規模によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が3以上で500㎡を超えるもの ・階数が2で1,000㎡を超えるもの ・階数が1で3,000㎡を超えるもの ただし、次のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校等(建基令126の2・①・二参照) 2. 100㎡以内ごとに防火区画され特殊建築物の用途に供しない居室で、耐火建築物又は主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物の高さが31m以下の部分にあるもの 3. ②欄の用途に供するもので高さが31m以下の部分 			難燃材料	同 上	128の4・②③ 129・④
H	火気使用室	住 宅：階数が2以上の住宅で、最上階以外の階にある火気使用室 住宅以外：火気使用室は全部 (ただし、主要構造部を耐火構造としたものを除く。)			準不燃材料	—	129・⑥ 128の4・④
I	階数が11以上のもの	100㎡以内に防火区画された部分			*1		112・⑤
		200㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			準不燃材料(下地とも)*		112・⑥
		500㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			不燃材料(下地とも)*		112・⑦
J	地下街	100㎡以内に防火区画された部分			*2		128の3・①・三 128の3・⑤
		200㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			準不燃材料(下地とも)*	(地下道)不燃材料(下地とも)	
		500㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			不燃材料(下地とも)*		
K	エレベーター乗降口ビー	全 部			不燃材料(下地とも) 防煙壁で他の部分と区画した場合には、準不燃材料(下地とも)		建告示56-1111

*1 I欄の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、建築物の階数および規模によるG欄の規定が適用される。

*2 J欄の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、A.B.C欄の用途に供する部分については、D欄の規定が適用される。

注1) 内装制限の適用を受ける建築物の部分は、居室および居室から地上に通する主たる廊下、階段その他の通路の壁および天井(天井がない場合は、屋根)の室内に面する部分である。ただ、A.B.C.G.I.J欄の*については、規定に該当する居室の壁の床面からの高さが1.2m以下の部分には適用されない。(建基令129・①、112・⑥)

2) Bのうち耐火建築物又は主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物にあっては、100㎡(共同住宅の住戸にあっては200㎡)以内ごとに防火区画された部分を除く。

3) Bのうち1時間準耐火構造の準耐火建築物の下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。

4) 内装制限の規定で、2以上の規定に該当する建築物の部分には、最もきびしい規定が適用される。

5) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のものおよび建基令126の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装制限の規定は適用されない(建基令129・⑦)

6) I.J欄の規定について、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のものや設けた部分については、防火区画の床面積は2倍まで緩和される(建基令112・①)

7) Kエレベーターの昇降路の戸の構造に関する規定と併せて、昇降路の戸を建基令110・④、112・⑭の規定に適合する防火戸として取り扱うための規定である。